

協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

令和元年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和元年度につきましては、9月下旬から「被扶養者状況リスト」を順次お送りいたしますので、被扶養者資格についてご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となります。お忙しいところ誠に恐縮ですが、皆さまのご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。

令和元年度の予定

《確認の対象となる方》

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方(協会管掌健康保険)

※例年、18歳以上の被扶養者の方を対象としておりますが、本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

《送付時期》

令和元年9月下旬から10月下旬にかけて順次送付いたします。

《提出期限》

令和元年11月20日(水) 必着

※被扶養者資格の再確認が終わりましたら、速やかに協会けんぽ福島支部へご提出ください。

《扶養から外れる被扶養者の方がいる場合》

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

《平成30年度の実績》

- 扶養解除者数 約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約17.3億円

お問い合わせは
こちらから

被扶養者資格再確認専用ダイヤル(令和元年11月29日まで)

0570-550-136

受付時間：月～金曜日 8：30～17：15 ※土・日・祝日は除く

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福島支部 業務グループ TEL.024-523-3915

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ福島

検索

消費税率の変更に伴い 健診費用が変わります

令和元年10月より、消費税率が8%から10%となりました。それに伴い、協会けんぽの健診費用を以下のとおり変更いたしましたので、ご確認ください。

【従業員(被保険者)さま向け】 生活習慣病予防健診

〈健診の種類〉	令和元年10月	
	〈消費税率8%〉	〈消費税率10%〉
一般健診	7,038円	7,169円

協会けんぽで費用を補助しているその他の健診についても、健診費用の変更があります。
詳細は、健診のパンフレット「生活習慣病予防健診のご案内」をご覧ください。協会けんぽ福島支部までお問い合わせください。

【扶養ご家族(被扶養者)さま向け】 特定健康診査

〈受診方法〉	令和元年10月	
	〈消費税率8%〉	〈消費税率10%〉
①市町村の 集団健診で 受診する	370円	500円
②予約して施設 で受診する	0~2,780円	0円~2,960円

※いずれの金額も基本的な健診項目の費用を示しています。

協会けんぽが主催する「出張0(ゼロ)円健診」では、消費税率が10%に変更後も0(ゼロ)円でご受診いただけます。